

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	1	安心して暮らせる生活環境をつくる
施策	①	自然災害に強いまちづくり

■ 現状と課題

本町は、過去から地震や津波など自然災害により数多くの被害を受けている地域であります。近年、国の調査機関などから日本海溝・千島海溝の周辺を震源とする太平洋沿岸の大地震・大津波発生の可能性が指摘されており、地震・津波に対する重点的な対策が必要な地域とされています。

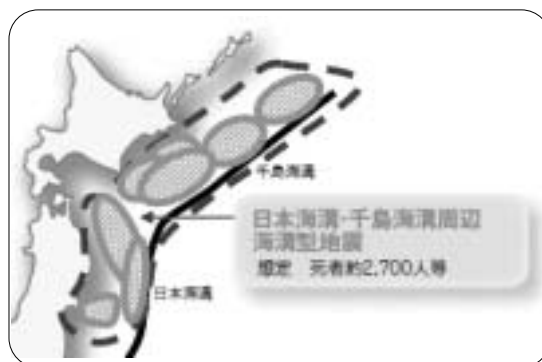
町の防災対策は、防災行政無線の全戸設置をはじめとし、避難訓練の実施や避難路・避難看板の整備、食料の備蓄など一定の取組を行ってきましたが、耐震基準※¹に満たない公共建築物（避難所を含む）や住宅などの耐震化に加え、高齢者や障がい者など自力で避難できない人への救援体制の確立が大きな課題となっています。

また、各家庭や地域における備えの充実も重要であり、災害発生時に迅速に行動できるよう防災訓練への参加を通じて防災意識や災害への理解度を向上させるとともに、自主防災組織の設置など、住民主体の防災体制の強化を図る必要があります。

【用語解説】

※¹ **耐震基準** 建築物や土木構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許すため、建築基準法や同法施行令により定められた基準。昭和56年の法令改正で建築物の基準が強化された。

北海道周辺の海溝



町の備蓄状況 <平成 22 年度>

品 名	数 量
非常食(アルファ米)	(※) 3,700 食
非常食(カロリーメイト)	600 箱
飲料水(2ℓ)	(※) 870 本
飲料水袋(6ℓ)	500 袋
毛布	1,000 枚

* (※) 印は、常備保有目標数量

◇ めざす姿

予想される大地震・大津波をはじめとする大規模自然災害による被害を最小限に抑えるため、住民、家庭、地域（町内会・自主防災組織）、行政、企業などがそれぞれの役割を果たし幅広く連携することにより「地域防災力」を強化し、自然災害に強いまちをつくります。

■ 具体的な施策

1. 自主防災組織の設置促進

自力で避難できない人の避難誘導など、災害時に自主的な防災活動を行う自主防災組織^{※1}の設置を促進し、地域住民が主体となる防災体制を強化します。

2. 災害時要援護者の救援体制の確立

自力で避難できない人への救援体制を確立するため、福祉部門や地域(町内会・自主防災組織)と連携し、避難支援プラン^{※2}を策定します。

3. 住民(家庭)・地域・行政・企業等の連携強化

防災ボランティアや地域のリーダーなど地域防災の担い手となる人材を育成するとともに、企業や商店との災害協定^{※3}を積極的に締結し、住民(家庭)・地域・行政・企業などが幅広く連携する体制を強化します。

4. 建築物の耐震化の推進

住民の安全で安心な生活を確保するため、「広尾町耐震改修促進計画^{※4}」に基づき、公共建築物・住宅などの耐震化を計画的に推進します。

5. 的確できめの細かい防災情報の提供

住民への防災情報を的確に伝達する体制を維持・充実させるため、防災行政無線の更新(デジタル化)をはじめとする情報伝達機器を整備します。

また、町広報紙や懇談会などあらゆる手法・機会を活用して、災害への備えや減災活動など防災行動に関するきめ細かな啓発と支援を行います。

6. 防災マップの作成

地震・津波をはじめとする自然災害発生のメカニズムや、予想される被害の規模などへの理解を深めるため、危険区域などを示した防災マップを作成します。

7. 避難設備の機能や備蓄物資の充実

避難路や避難所の機能を充実させるとともに、企業や商店との災害協定に基づく流通備蓄^{※5}を取り入れるなど、避難生活に必要な設備や物資の充実を図ります。

8. 実践に即した多様な主体による防災訓練などの実施

災害時に迅速に対応するため、より実践に近い形での防災訓練を実施し、実施後の問題点、改善が必要な点を取りまとめ防災対策に生かす体制を構築します。

また、自主防災組織や町内会などが主体となり行う訓練や、個人が日常的に行う訓練(避難経路を散歩コースにするなど)などの実施を促します。

【用語解説】

※1 **自主防災組織** 町内会などが母体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。平常時には防災知識の普及や啓発、設備の点検、防災訓練などを行い、災害発生時には初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などを行う。

※2 **避難支援プラン** 災害時の避難に支援が必要な人(高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児、児童、妊婦など)を特定し、その一人一人について誰が支援してどこに避難させるかなどを定めた計画。

※3 **災害協定(災害時応援協定)** 災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間で締結される協定。

※4 **広尾町耐震改修促進計画** 建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的とし、これらの耐震化を着実に促進するため、北海道耐震改修計画や町地域防災計画を踏まえ策定した計画。計画期間は平成20年度から平成27年度まで。

※5 **流通備蓄** 地震などの災害時に被災者に提供する食料や水など生活必需品を確保するため、スーパーや飲料メーカーなど民間企業と災害協定を結び、災害発生時に店舗などの在庫から支援を受ける仕組みの備蓄。行政にとっては賞味期限を過ぎた備蓄物資の更新コストを抑えられるメリットがあり、現物備蓄を補完する備蓄のあり方として普及が進んでいる。

総合防災訓練



■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	(年度)
自主防災組織の組織数	1組織	全町内会数	H32
企業等との災害協定締結数	4協定 (※)	5協定	H27
住宅の耐震化率	約75%	約90%	H27
公共建築物の耐震化率	—	100%	H32

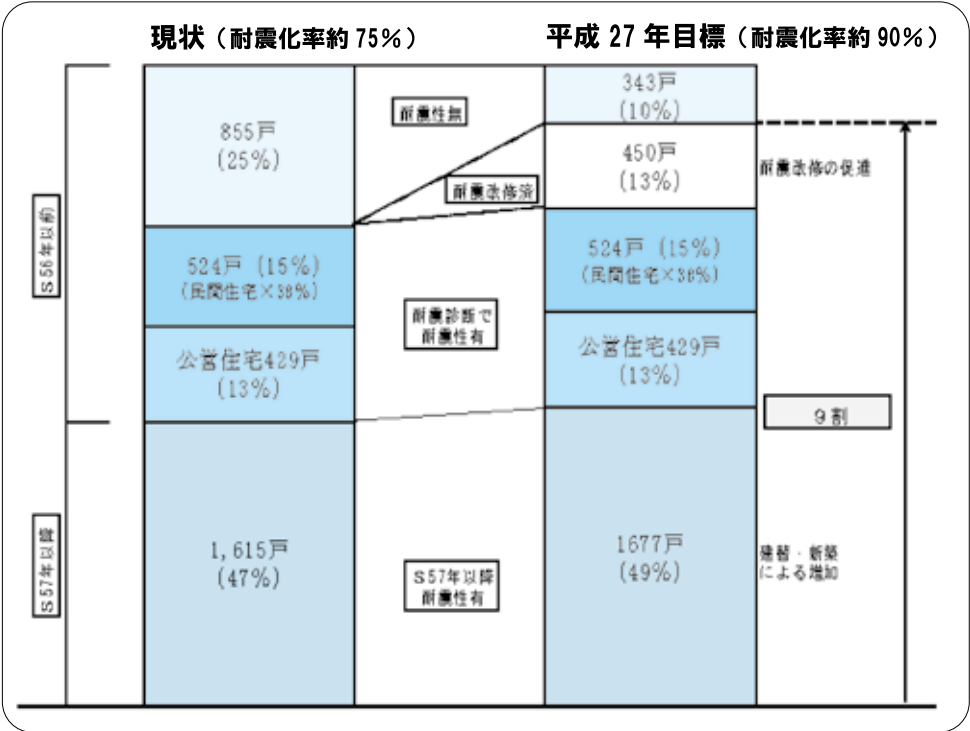
(※) 現在は、広尾建設業協会、広尾町内郵便局、北海道コカ・コーラボトリング㈱、高堂建設㈱の4者と協定

成果目標	実施目標年度
避難支援プランの策定	H27
防災行政無線のデジタル更新	H25
防災マップの作成(津波以外の災害を含む)	H27

第一次避難所【町有施設のみ】 * 数字は古い順、()は建築年

避難所名		避難所名	
1	豊似中学校(S35 年)	7	広尾第二小学校(S51 年)
2	広尾中学校(S37 年)	8	広尾保育所(S52 年)
3	広尾小学校(S41 年)	9	野塚小学校(S53 年)
4	児童福祉会館(S41 年)	10	音調津総合センター(S55 年)
5	青少年研修センター(S44 年)	11	コミュニティセンター(S57 年)
6	老人福祉センター(S49 年)		

住宅の耐震化の目標設定 <資料「広尾町耐震改修促進計画」>



基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	1	安心して暮らせる生活環境をつくる
施策	②	火災のないまちづくり

■ 現状と課題

火災のない安心なまちをめざすためには、町をはじめ防災関係機関を中心に、自主防災組織や民間の防火組織、企業、その他の団体やボランティアグループ、一般住民が連携し、総合的な防火対策を推進する必要があります。

また、消防組織については、十勝での広域化の動きがあり、この動きに対応した署の体制を構築する必要があります。

＜火災予防＞

個人住宅に設置が義務づけられた住宅用火災警報器については、普及率の向上が課題となっており、設置を促進する取組の強化が必要です。

また、民間の防火団体（婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ）の育成と指導を継続し、さらなる防火意識の高揚を図る必要があります。

＜消防団の充実＞

災害及び警戒体制を充実し消防力を強化するためには、消防団の充実（団員の充足と資質向上）が必要不可欠です。特に、定員に対する充足率が低い市街地（広尾分団）と災害時における孤立が予想される音調津分団については、団員の確保を推進し災害対応に備える必要があります。

また、訓練などにより団員の資質向上を図るとともに、迅速な消防活動を通じ消防団員の重要性について住民理解を得る努力をしなければなりません。

＜施設整備＞

迅速・確実な消防活動に必要な消防車両などについては、消防力の基準や地域の実情などにより整備を進めてきましたが、車両などの老朽化や人命救助及び消火活動で使用する安全確保器具（空気呼吸器、充てん機など）の耐用年数の経過により、更新の対応が課題となっています。

また、防火水槽については、住宅密集地区における整備を充実する必要があります。

さらに、電波法の一部改正に伴い、消防無線のデジタル化への対応も必要となっています。

◇ めざす姿

関係機関・民間の防火組織・企業・住民が幅広く連携し、火災予防の徹底や防火意識の向上を図り、火災のない安心なまちをめざします。

また、万が一火災が発生した場合においても、ケガ人や焼死者を出さないよう、設備の充実と迅速で的確な応急対応の強化を図り、総合的な消防体制を確立します。

■ 具体的な施策

1. 住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器の住宅への全戸設置をめざし、イベントなどにおけるPR活動や町広報紙への掲載など、設置の促進と火災予防の重要性を呼びかけます。

2. 防火意識の高揚

防火意識や備えが不十分であることを踏まえ、家庭からの火災を予防するため、幼少の頃からの防火意識の高揚に向けた取組を行います。

また、婦人防火クラブについては、防火意識の向上や消火器の取扱い方法の熟知など、育成に向けた取組を強化します。

3. 消防団員の充実強化

新規入団員の確保や団員の勤務中の出勤を円滑にするため、消防団協力事業所表示制度^{※1}の普及率の向上を図ります。

また、機能別消防団員制度^{※2}の継続強化により、災害時における消防団の応急対応の強化を図ります。

さらに、町広報紙などを利用した消防団活動のPRを積極的に実施し、新入団員の確保に努めます。

4. 車両などの更新

消防力を維持するため、老朽車両などの更新を図ります。

5. 消防水利（防火水槽）の整備

住宅密集地区に設置している防火水槽を更新し、消防水利の充実を図ります。

6. 消防無線のデジタル化更新

電波法の一部改正に伴い、現行のアナログ機器の使用が不能となる消防無線について、デジタル機器への更新を図ります。

【用語解説】

※1 **消防団協力事業所表示制度** 従業員の勤務時間中の消防団活動への便宜や入団促進など、事業所の消防団への理解と協力を公表（表示）する平成19年から始まった制度。これにより社会貢献としての姿勢が認められ事業所の信頼性が向上するとともに、消防団員の人員確保にも貢献が期待される。

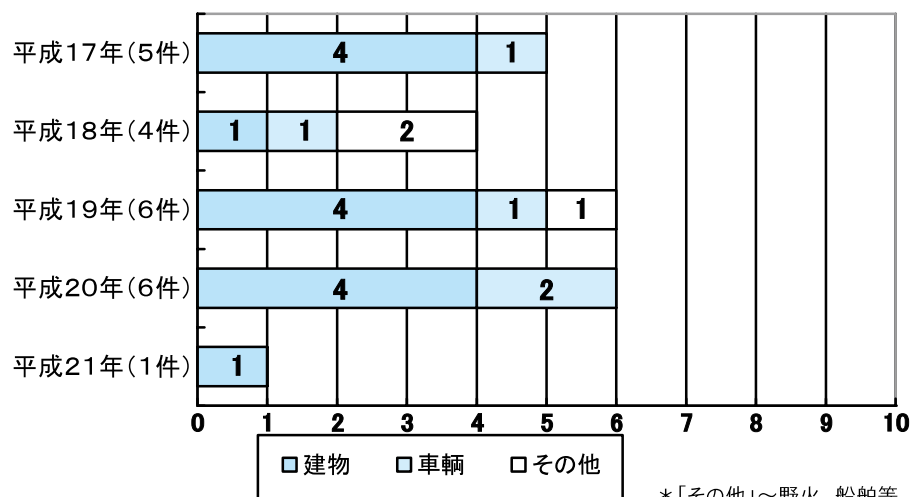
※2 **機能別消防団員制度** より多くの団員の獲得とともに、様々な職業上の技術をもって消防団活動に貢献できる職種を新設し、既存の消防団制度により臨機応変な対応力を付与することを目的として制定された制度。能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員を機能別消防団員と位置づけ設置するもの。昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、通常の消防団活動を補完する役割が期待されている。なお、通常の消防団員との区別を図るため、通常の消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別団員などと通称される。

■ 成果目標

成 果 指 標	成 果 目 標		
	現 状	目 標	(年度)
住宅用火災警報器の普及率	約 35.1%	100%	H27
町内の火災発生件数	1件/年(H21 年)	0件/年	H27
消防団員の充足率(広尾分団)	約 86%	100%	H28
消防団員の充足率(野塚分団)	約 96%	100%	H28
消防団員の充足率(豊似分団)	約 100%	100%	H28
消防団員の充足率(音調津分団)	約 76%	100%	H28

過去5年間の火災発生状況

広尾消防署管内『火災』件数<平成17年～平成21年>





基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	1	安心して暮らせる生活環境をつくる
施策	③	迅速で的確な救急体制の確立

■ 現状と課題

救急業務は、国民の生命・身体を事故や災害などから守り、安心・安全な社会を確保するものであり、昭和38年に法制化されて以来、国民にとって必要不可欠な行政サービスとして定着しています。近年は、少子高齢化社会の進展や住民意識の変化、核家族化などに伴い救急需要が拡大しており、救急出動件数は全国的に増加傾向にあります。

本町の救急業務については、現在2台の救急車両(平成11年、平成19年に購入)により対応していますが、車両の老朽化に加え、緊急性の無いケースでの出動によって症状が重く生命に危険が及ぶ患者への対応に支障が生じるなど、適正利用についても課題を抱えています。

また、救急隊員の研修機会の確保や住民による応急手当の普及啓発など、救急処置や応急手当の技術の向上についても課題となっています。

さらに、消防組織については、十勝での広域化の動きがあり、この動きに対応した署の体制を構築する必要があります。

広尾町内のAED設置場所（公共施設）〈平成21年11月30日現在〉

番号	施設名	設置数	番号	施設名	設置数	番号	施設名	設置数
1	役場	1台	9	第二小学校	1台	17	野塚保育所	1台
2	国保病院	1台	10	豊似小学校	1台	18	豊似保育所	1台
3	青少年研修センター	1台	11	広尾中学校	1台	19	広尾幼稚園	1台
4	勤労青少年ホーム	1台	12	豊似中学校	1台	20	農村環境改善センター	1台
5	健康管理センター	1台	13	広尾高等学校	2台	21	野塚公民館	1台
6	図書館	1台	14	広尾保育所	1台	22	音調津総合センター	1台
7	広尾小学校	1台	15	丸山保育所	1台	23	老人福祉センター	1台
8	野塚小学校	1台	16	音調津保育所	1台	24	社会福祉協議会	1台

過去5年間の事故種別救急出動件数

年	総数	内 訳									
		火災	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
平成17年	318	1		19	3		27	1	3	139	125
平成18年	284		2	15	3	1	26		6	128	103
平成19年	276		2	16	2	5	25	1	3	122	100
平成20年	308		4	17	2	1	29		4	123	128
平成21年	299		1	15	2		24		5	137	115

◇ めざす姿

救急資機材の充実と救急隊員や住民の応急手当の技術の向上を図ることにより、迅速で的確な救急体制を確立し、住民の生命を守ります。

■ 具体的な施策

1. 救急車両の更新

高規格救急自動車※¹を更新します。

2. 救急車の適切な利用方法の啓発

救急車の適正利用について、町広報紙などにより啓発を行います。

3. 救急隊員の研修先（医療機関及び受入数）の充実

地元医療機関、十勝管内の医療機関及び十勝管内の消防本部とも連携を図り、充実した研修体制を確立します。

4. 住民による応急手当の普及啓発

救命率に大きく左右する救急車到着前の応急手当について、事業所、町内会、各種団体などを対象に普及・啓発を推進します。

【用語解説】

※1 高規格救急自動車 救急救命士が救急救命処置を行うために必要な資機材を積載する救急車。車両室内の寸法などが法令で細かく定められており、後部スペースが広く、救急救命処置を行いやすいような装備が整っている。

高規格救急自動車（外観）



（内部）



■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	（年度）
救命講習の受講率	32%	100%	H28

*1世帯1名（約3,500人）の受講を目標として設定。

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	1	安心して暮らせる生活環境をつくる
施策	④	交通事故や犯罪のないまちづくり

■ 現状と課題

〈交通安全対策〉

近年、産業経済の発展と生活水準の向上や交通網の整備により、自動車の利用は急速に拡大しています。それに伴い、交通事故は年々増加傾向にあり、大きな社会問題となっています。

十勝では、無謀な運転による「十勝型」と言われる交通事故が多発していますが、これは基本的な運転マナーが欠如していることを示しています。交通事故のない安全なまちづくりを進めるためには、標識や信号機など交通安全設備の整備はもちろん重要ですが、それ以上に町民一人一人が「人命尊重」と「老人や子供など交通弱者への配慮」の意識を徹底し、交通ルールを守るための心構えが大切です。

本町では、港の利活用などにより、自動車の交通量はますます増大しています。交通安全対策としては、交通安全設備の整備を進めるとともに、町民一人一人の交通安全意識の高揚を図るため、町民総ぐるみによる交通安全運動を実践する必要があります。

〈防犯対策〉

近年の犯罪は、振込め詐欺など知能的で巧妙な犯罪が発生している一方、麻薬など薬物の不法所持も増加傾向にあり、対象者の低年齢化が急速に進行しています。町民の安全な暮らしを守るためには、警察や防犯協会などとの連携の強化により、町民の生命・財産を直接侵害する犯罪を未然に防止するとともに、防犯活動や社会環境の浄化活動を町民総ぐるみで推進する必要があります。

また、巧妙化する振込め詐欺など、高齢者を狙った犯罪の防止についても大変重要となります。

さらに、今後、十勝港の飼料の輸出入に伴って外国船の入港が増加し、密入国、けん銃など銃器・薬物の密輸犯罪の恐れがありますので、これらに対しても的確な対応を図る必要があります。

◇ めざす姿

〈交通安全対策〉

町民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故のない安全なまちをつくります。

〈防犯対策〉

防犯体制の強化と町民の防犯意識の高揚を図り、被害に遭わないような環境をつくります。

■ 具体的な施策

〈交通安全対策〉

1. 交通安全設備などの整備推進

交通事故多発箇所の分析と、信号機、規制・警戒標識、通園・通学用横断歩道標識の設置などを要請し、交通安全設備などの整備を推進します。

2. 交通安全思想の高揚

幼児や児童、高齢者などを対象とした交通安全教室を充実させるとともに、全町民に対し交通道德の徹底を図ります。

また、各事業所などにおける交通安全講習の徹底、町広報紙や防災無線放送による啓発、交通安全パトロール車による巡回など、あらゆる機会をとらえ、交通安全に向けた啓発活動を積極的に推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

3. 交通安全運動の推進

町内会をはじめ関係機関・団体等と連携し、まちぐるみで交通安全運動の取組を更に充実させます。

交通安全運動「旗波作戦」



〈防犯対策〉

1. 防犯活動の推進

防犯協会、警察署など(密入国、密輸などの対策については、警察署、海上保安署、税関など)と連携し防犯活動を推進するとともに、町民の防犯意識の高揚を図るため、町広報紙などによる啓発活動を実施します。

2. 防犯体制の強化

地域安全条例に基づき町民による自主防犯体制の充実を図るとともに、広尾地区密入国等防止対策連絡会、けん銃等銃器薬物水際対策連絡会などと連携し、防犯体制の強化を図ります。

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	1	安心して暮らせる生活環境をつくる
施策	⑤	高齢者に配慮した消費者保護対策

■ 現状と課題

社会経済活動の変化が著しい中で、消費生活にかかわるトラブルが全国的に増加傾向にあり、未然防止対策の整備が急務となっています。特に、高齢者、若年層の消費者を中心にした不正な勧誘商法、悪徳商法が後を絶たず、社会的な問題となっています。

昨今、国の政策として「消費者庁」が設置され、本格的な消費者保護対策が実施される状況となり、本町においても早期に体制の整備が求められています。

町では、定期的な消費者相談の開催や商工担当窓口での相談を実施している現状ですが、さらに内容を精査して、現在の社会環境に即応できる体制の強化を図る必要があります。

特に、高齢者は悪徳商法による被害者になりやすいことから、未然防止対策と事後における保護対策が求められています。これら消費生活者の安全を確保するため、消費生活相談の充実と関係機関とのより一層の連携強化が必要です。

消費生活相談



◇ めざす姿

的確な情報提供、相談窓口の充実、注意喚起のための啓発活動など、高齢者に配慮した保護対策を確立し、消費者が常に安心して消費生活を送ることができる環境をつくります。

■ 具体的な施策

1. 未然防止対策の強化

町広報紙、防災無線放送、PRパンフレットなどを活用した未然防止に向けたPR活動を展開し、悪徳商法や消費生活上の被害から身を守るための啓発を推進します。

2. 消費生活における安全・安心な地域社会の実現

事後における迅速な対応を強化するため、相談窓口などの充実を図り、適切な助言を通じて安心して消費生活を送ることができる環境を整えます。

3. 関係機関との連携

警察や消費生活センターなど、関係機関との連携を強化し、被害を未然に防止する体制を築きます。

消費者保護対策パンフレット



基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	2	便利で快適な生活環境をつくる
施策	①	便利で快適な道路交通の確保

■ 現状と課題

＜道路整備＞

町道は497路線で437kmあり、うち改良済道路が231km(53.0%)、改良済道路のうち舗装済道路(簡易舗装を除く)が184km(42.1%)、歩道延長が63kmとなっています。

道路改良及び新設は、緊急度の高いものから優先的に、補助及び起債事業を積極的に導入しながら進めています。しかしながら、補助事業の採択が困難な場合があり、町単独事業による簡易舗装を主体としてきた結果、冬期凍上による損傷が著しく、本舗装化の改良整備が必要な状況となっています。

また、舗装済道路や歩道にも経年劣化と冬期凍上による損傷も出てきており、それらの補修整備が必要な状況となっています。

＜除雪＞

本町は過去から降雪量の多い地域であります。近年の地球温暖化が原因といわれる異常気象などの影響により、安全な路面の確保が一段と難しくなっています。

町では、除雪車両の充実、民間への除雪委託などにより除雪の対応を行ってきましたが、町の除雪技術の向上や、住民の除雪モラルの向上など数々の課題も残されています。

＜公共交通の確保＞

本町の公共交通は、帯広市への通院や買い物の足として利用されている広尾線(広尾-帯広間)と日高・十勝を黄金道路で結ぶ日勝線(広尾-様似間)の2本の生活路線バスのほか、札幌行き的高速都市間バスが運行しています。さらに、町ではスクールバスや患者輸送バスなど目的に応じたバスの運行や各種行事・研修などに広く利用される町有バスの運行も継続して行っています。

生活路線バスについては、自家用車が移動手段の中心となっていることなどを背景に、利用者が少なく、公的補助金とバス事業者の内部補助で維持している状況にあります。また、利用者からは、所要時間や便数・停車場所などについての改善要望(①広尾線…帯広までの所要時間が長い。帯広空港に停車又は直行する便がなく広尾-帯広空港間の移動が不便。②日勝線…便数が少ない。広尾市街での停車箇所が少ない。)が寄せられており、利便性についても課題を残しています。

◇ めざす姿

＜道路整備＞

緊急度の高い道路から整備を進め、人も車も安全で快適に利用できる町道を確保します。

＜除雪＞

住民の理解と協力のもと、効率的な除雪体制を維持し、冬期間の安全な道路環境を整えます。

＜公共交通の確保＞

利用者ニーズを反映した便利な公共交通を確保し、子供から高齢者まで誰もが気軽に利用できる環境をつくりまします。

■ 具体的な施策

＜道路整備＞

1. 道路の補修・整備

経年劣化の著しい舗装済道路や歩道の補修を計画的に進めるとともに、冬期凍上による損傷が著しい簡易舗装道路の路盤改良、舗装化を計画的に進めます。

2. 安全安心な道づくり

町道の防災点検の実施と防雪柵の設置などの整備を図るとともに、町道にある橋については、点検の実施及び長寿命化計画^{※1}の策定により必要な維持補修を実施します。

【用語解説】

※1 長寿命化計画 今後老朽化する道路や橋梁などについて、計画的な維持補修により長寿命化を図るための計画。

＜除雪＞

1. 除雪体制への理解向上

町広報紙、防災無線放送、懇談会などで除雪に関する情報を提供することにより、住民の除雪体制への理解向上を図ります。

2. 除雪のモラル向上

町広報紙などを通じ、道路に雪を出したり交差点に雪を積み上げたりしないなど、除雪のモラル向上を呼びかけることにより、安全な道路環境の確保を図ります。

＜公共交通の確保＞

1. 利用実態、利用者ニーズの把握

現在の路線バスの利用実態や利用者のニーズを把握するため、バス事業者と連携した調査や独自の方法による調査を行います。

2. 利用しやすいダイヤ・ルート of 調査検討

路線バスの運行ダイヤやルートについて、沿線市町村（広尾線：帯広市、中札内村、更別村、幕別町忠類地区、大樹町、日勝線：えりも町、様似町）やバス事業者と共同で調査検討し、利用者ニーズに基づく利用しやすい運行体系の構築を図ります。

3. 観光と路線バスのタイアップ

観光と路線バス利用を結びつけるため、食や観光スポットなど地域の資源を有効に活用しながら利用増に向けた取組を実施します。

4. バス利用の機運を高める取組の実施

環境問題への関心の高まりや原油価格の高騰などを背景としたマイカー依存から脱却し、バス利用へと結びつけるため、各種啓発事業を実施します。また、幼少時からバス利用に慣れ親しんでもらうため、子供を対象とした取組も実施します。

5. 目的に応じた効率のよい公共交通のあり方の調査検討

目的（通院、通学、買い物、習い事など）や移動先（長距離、短距離）など利用形態に応じた効率的な公共交通のあり方を調査研究します。

現在の生活路線バスの運行状況

■広尾線（十勝バス）

【平日】

○広尾発 ⇒ 帯広行 …**14便**（始発便 5:21 発、最終便 18:29 発）○帯広発 ⇒ 広尾行 …**14便**（始発便 6:03 発、最終便 20:55 発）

【土日・祝日】

○広尾発 ⇒ 帯広行 …**10便**（始発便 6:04 発、最終便 18:29 発）○帯広発 ⇒ 広尾行 …**10便**（始発便 7:15 発、最終便 20:55 発）

※所要時間：約2時間20分

■日勝線（JR北海道バス）

【平日】

○広尾発 ⇒ 様似行 …**3便**（始発便 10:00 発、最終便 17:00 発）○様似発 ⇒ 広尾行 …**3便**（始発便 6:22 発、最終便 13:57 発）

【土日・祝日】

○広尾発 ⇒ 様似行 …**2便**（始発便 10:00 発、最終便 16:20 発）○様似発 ⇒ 広尾行 …**2便**（始発便 6:57 発、最終便 13:57 発）

※所要時間：約1時間50分

現在の高速都市間バスの運行状況

■高速ひろおサント号（JR北海道バス）

【定期便】（1日1便毎日運行）

○広尾駅 6:45 発 ⇒ 札幌駅 11:15 着

○札幌駅 16:40 発 ⇒ 広尾駅 21:05 着

※ 所要時間：約4時間30分

※ 札幌行は、時計台前・サッポロファクトリーまで運行します。

※ 「春期」「ゴールデンウィーク」「夏期」「冬期（年末・年始）」には、臨時便として「高速えりもひろお号」が別便で運行



基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	2	便利で快適な生活環境をつくる
施策	②	快適な住環境の整備

■ 現状と課題

〈一般住宅〉

生活の質の向上とともに住宅にも耐久性や災害への強さ、高齢者・障がい者の生活への対応など、様々な性能の向上が求められています。住民が自立して安心・安全に暮らせる住環境を実現するには、数々の課題があります。

まず、高齢者の住宅内の事故防止があげられます。事故の予防や動作補助に向けた建築的な支援が必要となるため、バリアフリー改修^{※1}や住宅リフォーム^{※2}に対する設計者・施工者の技術力向上が重要となります。さらに、住む人の住宅の安全に対する意識の向上が必要不可欠となります。

〈公営住宅〉

公営住宅は、現時点で量的には充足されていますが、耐用年数を経過した住宅が全体の48.5%と多く、老朽化、設備不良、美観などの問題を抱えています。また、建替計画を策定した場合においても、入居者が経済面から建替え後の住宅に入居できないなどのケースが想定され、使用料の低額な公営住宅への需要も多く、建替えが進まない状況にあります。

今後は、住民の理解を得ながら、入居者のニーズに対応した計画的な改修・整備が必要となります。

【用語解説】

※1 **バリアフリー改修** 建物の段差を取り除く、手すりの設置、広いトイレへの改修など、高齢者・障がい者が生活の支障となる物理的な障壁を取り除き、より生活しやすくする改修。

※2 **住宅リフォーム** 住宅の改築や改装、特に内外装の改装。

◇ めざす姿

〈一般住宅〉

様々な面から住まいづくりの支援を行うことにより、住民が自立して安心・安全に暮らせる住環境をつくります。

〈公営住宅〉

入居者との合意形成の方針を明確にし、適正な維持管理と入居者ニーズを反映した建替・改善計画を策定・推進し、入居者の居住の安定と居住水準の向上を図ります。

■ 具体的な施策

＜一般住宅＞

1. 町内設計事務所・工務店の技術力の向上

町内の建設関係団体と連携し、各種講習会の案内、技術資料の配付などを行うことでバリアフリー改修、リフォームに必要な技術力の向上を図ります。

また、災害に強い住まいづくりに向けた技術力の向上を図ります。（特に耐震診断・耐震改修に重点を置きます。）

2. リフォーム相談窓口の周知

住宅のリフォーム相談窓口の周知を図り、気軽に相談できる体制を整備します。

3. 介護・福祉と連携した住宅改修の周知・支援

介護・福祉部局などと連携し、住民に対し質の高い住宅改修の周知・支援活動を行います。

＜公営住宅＞

1. 住生活基本計画の策定

住生活基本法^{※1}に基づく住生活基本計画^{※2}を策定し、公営住宅などの修繕、改善、建替えなどの方針を定めて長期的な維持管理を行い、長期にわたって安全で快適な住まいを確保します。

2. 公営住宅団地の統廃合

住生活基本計画に基づき公営住宅の統廃合を実施します。

【用語解説】

※1 **住生活基本法** 現在及び将来の国民の「豊かな住生活」の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定めた平成18年に制定された法律。

※2 **住生活基本計画** 住生活基本法に基づき、住民の豊かで安全・安心な暮らしの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。市町村が策定する場合は、国が策定する全国計画、都道府県が策定する都道府県計画に即することとされている。

■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	(年度)
公営住宅団地数	14団地	11団地	H32
成果目標			実施目標年度
住生活基本計画の策定			H24

現在の公営住宅団地

団地名	所在地	団地名	所在地	団地名	所在地
S30野塚	字野塚 8 線	大漁	並木通東 3 丁目	こぶしが丘 (広北)	丸山通北 4 丁目
野塚	字野塚 9 線	大丸	錦通南 2 丁目		
新野塚	字野塚 10 線	新北樺	丸山通南 1 丁目	紅葉	紅葉通北 2 丁目
豊似	字紋別 19 線	栄町	丸山通南 2 丁目	向陽	西 4 条 5 丁目
並木	並木通西 3 丁目	大空	丸山通南 6 丁目	音調津	字音調津

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	2	便利で快適な生活環境をつくる
施策	③	循環型社会に対応した廃棄物処理

■ 現状と課題

経済の発展に伴い、温暖化など地球規模の環境問題やごみ問題などが深刻化し、自然環境の保全や環境対策への取組が大きな課題となっています。私たちの生活環境を守っていくうえで、ごみの減量化を図り、資源のリサイクルを推進することは、もっとも重要な取組の一つとなっています。

国は平成12年に「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「家電・食品リサイクル法」など、廃棄物処理、リサイクル推進に関する関係諸法の整備を行いました。これは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造や私たちの生活スタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、限りある天然資源の消費抑制、環境への負荷の軽減が図られた「循環型社会」の実現をめざすものです。

本町では、平成15年度から町民の理解と協力を得ながら、ごみの有料化と資源ごみの分別収集を開始し、ごみの資源化と減量化に努めています。その成果として、ごみの総排出量、町民一人当たりの排出量ともに以前よりも減少傾向にあります。いぜんとして高い水準にあるのも事実です。

このため、ごみの排出抑制や、再使用・再利用などリサイクルの推進に向けて、町民、事業者、行政が一体となって、より一層のごみの減量化や再資源化の取組を進める必要があり、様々な対策を講じて循環型社会の構築を推進しなければなりません。

家庭用廃油回収ボックス



◇ めざす姿

環境と調和した住民生活と地域の健全な発展のため、ごみの総排出量の抑制とリサイクルによる資源の有効活用を進め、循環型社会の構築を図ります。

■ 具体的な施策

1. ごみ減量化の推進

町民と事業者の役割と責務に応じた排出抑制策を推進し、ごみの減量化を図ります。また、生ごみの減量化に向けた堆肥処理化の普及や処理工程の調査・研究を行います。

2. リサイクルの取組への支援

最も環境負荷の少ないリサイクル方法である再利用の普及促進を図るため、フリーマーケットや不用品の交換など、町民と事業者が行う取組の支援を行います。

また、資源物の回収意識の啓発を行い、資源活用の取組への支援を行います。

3. 効率的な収集・運搬体制の整備

わかりやすく、正しい分別方法の普及・啓発を推進し、住民と一体となった適正なごみの排出を推進します。

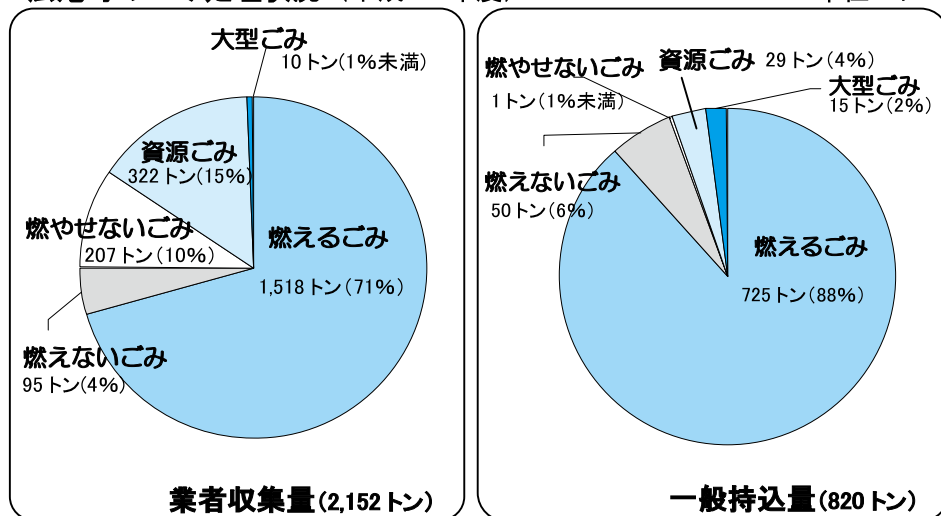
また、し尿の収集体制の合理化を図り、効率的な収集体制を構築します。

4. 不法投棄・公害の防止

ごみの不法投棄や公害を防止するため、町内会をはじめ関係機関・団体との連携や協力体制を充実させ、監視強化を図ります。

広尾町のごみ処理状況（平成 20 年度）

単位：トン



	燃える	燃えない	燃やせない	資源	大型	合計
業者収集量	1,518	95	207	322	10	2,152
一般持込量	725	50	1	29	15	820
合計	2,243	145	208	351	25	2,972

■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状 (H20 年度)	目標	(年度)
町内のごみの総排出量	2,972t/年	2,530t/年	H27
町民一人当たりのごみの排出量	366kg/年	310kg/年	H27

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	2	便利で快適な生活環境をつくる
施策	④	環境衛生の向上

■ 現状と課題

公衆トイレについては、町内に大小25か所あり、町民や観光客に利用されていますが、老朽化などの対策に取り組む必要があります。

ペットの飼育については、犬や猫などを飼う家庭が増え、放し飼いやふんの不始末などで付近の住民に迷惑をかけるケースが多く、飼い主に対する適正な飼育マナーの指導が重要な課題となっています。

葬斎場については、昭和56年の建設後、随時改修整備を行いながらその運営に努めていますが、老朽化が進んでおり、改築に向けた検討が必要となります。

墓地については、市街地にある茂寄墓地を中心に未使用地の返還など適正な管理を図っていますが、残りの区画数の推移によっては、再整備を検討する必要があります。

葬斎場利用回数推移 単位：回

年 度	利用回数
平成14年	89
平成15年	84
平成16年	95
平成17年	99
平成18年	76
平成19年	78
平成20年	78
平成21年	96

◇ めざす姿

快適な環境衛生の充実を図るため、適正な維持・管理により公衆トイレや葬斎場・墓地の使用環境を向上させるとともに、ペットの飼育マナーの向上を図ります。

■ 具体的な施策

1. 公衆トイレの維持管理の推進

町内の公衆トイレの設置箇所の見直しを含め、適正な維持管理を推進し、使用環境の向上を図ります。

2. ペットの管理指導の推進

家庭で飼育するペットや小動物、特に犬、猫などの飼い主に対し適正管理の指導と啓発を徹底します。

また、公園や緑地など公共の場所や施設へのペットの持込を制限するなど、利用者の安全で安心な利用環境を確保するとともに、散歩中の排泄物処理などのマナー向上を図ります。

3. 葬斎場の利用環境の向上

葬斎場の適正な維持・管理により、利用環境の向上を図ります。

4. 墓地の整備検討

墓地の残りの区画数の推移を見ながら再整備を検討し、適正な利用を図ります。

葬斎場



基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	2	便利で快適な生活環境をつくる
施策	⑤	上水道の整備

■ 現状と課題

本町では、上水道（丸山浄水場）と4か所の簡易水道（音調津簡易水道、野塚簡易水道「楽古浄水場・野塚浄水場」、豊似簡易水道）及び簡易給水施設（美幌地区、フンベ地区、中広尾地区）を管理しています。

上水道は、西広尾川を水源として、丸山浄水場へ導水された水を塩素滅菌処理し、配水池を經由して市街地の各家庭に給水しています。

簡易水道施設は、緩速ろ過方式※1で浄水処理し、豊似、野塚、音調津の各地域に給水しています。また、各地域に散在する水道施設を集中監視システムで管理しており、各浄水場の運転状態や配水池の水位などの水道情報を役場庁舎にて監視し、安定した水道供給を行っています。

上水道は、比較的安定した給水状況で推移していますが、近年の温暖化の影響もあって天候不順による取水地の渇水や大雨による濁度の発生など、異常現象もひん繁に現れている状況です。このため上水道の浄化施設整備対策が必要となっています。

平成21年度末 給水状況

区 分	上水道地区	簡易水道地区
計画給水人口	7,600 人	2,270 人
現在給水人口	6,570 人	1,468 人
現在給水戸数	3,049 戸	664 戸
普及率	100%	99.2%
総配水量	787,829 m ³	583,925 m ³
有収水量※2	627,076 m ³	441,555 m ³

【用語解説】

※1 緩速ろ過方式 ろ過砂表面に生ずる微生物で形成するろ過膜といわれる粘質状物質の働きによって水を浄化する方式で濁度、臭味、細菌類などの除去に優れた機能を発揮する。

※2 有収水量 水道料金徴収の対象となった水量

◇ めざす姿

社会基盤の重要施設である上水道施設を拠点として、町民が健康で快適な生活を送れるよう上水道、簡易水道、簡易給水施設を整備するとともに、配水管路網の更新を図り、町民の生活環境の向上をめざします。

■ 具体的な施策

1. 浄水施設、配水施設の整備と耐震化の推進

上水道の浄水施設※¹ 及び配水施設※² の整備と簡易水道施設の更新並びに各施設の耐震化を進めます。

2. 給水管更新整備の推進

老朽化した給水管の改良整備を計画的に進めます。

3. 緊急時の給水対策の整備と推進

緊急時の上水道施設※³ 及び簡易水道施設※⁴ における給水計画の整備と給水支援対策を進めます。

4. 量水器の更新計画の推進

量水器※⁵ の更新事業と点検管理を計画的に進めます。

5. 漏水調査の推進

漏水調査を計画的に進めます。

6. 上水道事業及び簡易水道事業の経営健全化の推進

上水道事業及び簡易水道事業経営の効率化と健全化を計画的に進めます。

【用語解説】

※¹ 浄水施設 原水(川水)を人の飲用に適する水に浄化処理するための施設

※² 配水施設 必要な水を供給するための配水池、配水ポンプなどの施設

※³ 上水道施設 計画給水人口5,001人以上の水道事業を行う施設

※⁴ 簡易水道施設 計画給水人口5,000人以下101人以上の小規模な水道事業を行う施設

※⁵ 量水器 水道料金を算定するための水道メータ

■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	(年度)
水道管路網の更新整備率	25%	70%	H32
浄水場計装機器更新整備率	30%	80%	H32
成果目標			実施目標年度
上水道ろ過施設整備計画の策定			H26
上水道ろ過・配水施設の整備			H28

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	2	便利で快適な生活環境をつくる
施策	⑥	下水道の整備

■ 現状と課題

本町の公共下水道^{※1}は、昭和51年度から建設事業が開始され、昭和63年7月1日に供用開始となったもので、行政区域面積59,616haのうち、平成21年度末現在の排水区域面積は292haとなっています。また、人口では行政区域内人口8,121人のうち現在の排水区域内人口は6,540人、このうち現在の設置人口は6,400人(2,731戸)で水洗化率は97.9%となっています。

住民の生活環境や自然環境の水質保全に重要な役割を果たしている下水道は、必要不可欠な生活基盤施設であり、継続して計画的に整備を図っていく必要があります。

平成20年度末 終末処理場稼動状況

計画処理能力	6,445 m ³ /日
現在処理能力	3,867 m ³ /日
年間汚水処理量	548,330 m ³
年間有収水量	525,655 m ³
年間総汚泥処理量	6,261 m ³

平成20年度末 終末処理場搬出堆肥状況

年間汚泥脱水ケーキ ^{※2} 量	580 m ³
年間バーク ^{※3} 量	548 m ³
年間堆肥搬出量	503 m ³

【用語解説】

※1 公共下水道 汚水と雨水を別々の地下水路で集め、浄化処理したのち公共用水域へ排出するための施設・設備

※2 脱水ケーキ 汚泥を脱水処理した固形物

※3 バーク 樹木の皮の部分(バークを脱水汚泥に混ぜて堆肥化するもの)

◇ めざす姿

社会基盤の重要施設である終末処理場を拠点として、町民が快適で衛生的な生活が送れるよう汚水処理機能を高め、汚水管路網の維持点検と雨水管路網の整備を図ることで、地域の環境保全と生活環境の向上をめざします。

■ 具体的な施策

1. 終末処理場施設の更新整備と耐震化の推進

終末処理場の劣化診断※1を行い、施設の更新と耐震化を進めます。

2. 污水管きよ、雨水管きよの整備推進

污水管きよ※2及び雨水管きよ※3の幹線整備計画による整備を進めます。

3. 合併処理浄化槽の普及促進

市街地以外の水洗化率を高めるため、個別排水事業計画による合併処理浄化槽※4の整備を計画的に進めます。

4. 下水汚泥再利用の促進

終末処理場から排出される汚泥を発酵肥料として活用し、自然環境に配慮した循環型の下水汚泥※5の有効利用を進めます。

5. 終末処理場施設の効率的運営の推進

施設の効率的な運営のため管理委託業務と施設の長寿命化へ向けた整備を進めます。

【用語解説】

※1 劣化診断 処理場施設の耐用年数に基づく施設改修更新の診断

※2 污水管きよ 生活排水用の自然流下排水管

※3 雨水管きよ 雨水用の自然流下排水管

※4 合併処理浄化槽 公共下水道区域外の生活排水を微生物の働きにより、きれいな水にして自然に返すための個別下水処理施設

※5 下水汚泥 下水の処理により発生する沈殿物（汚泥）

■ 成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	(年度)
終末処理場施設の更新整備率	60%	80%	H27
污水管きよ、雨水管きよの整備率	80%	90%	H27
下水汚泥の再利用量	500m ³ /年	550m ³ /年	H27
合併処理浄化槽の設置数 (※)	70基	150基	H32

(※) 合併処理浄化槽の対象地域の世帯数は約 600 世帯。(平成 21 年 3 月現在)

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	2	便利で快適な生活環境をつくる
施策	⑦	情報通信環境の高度化

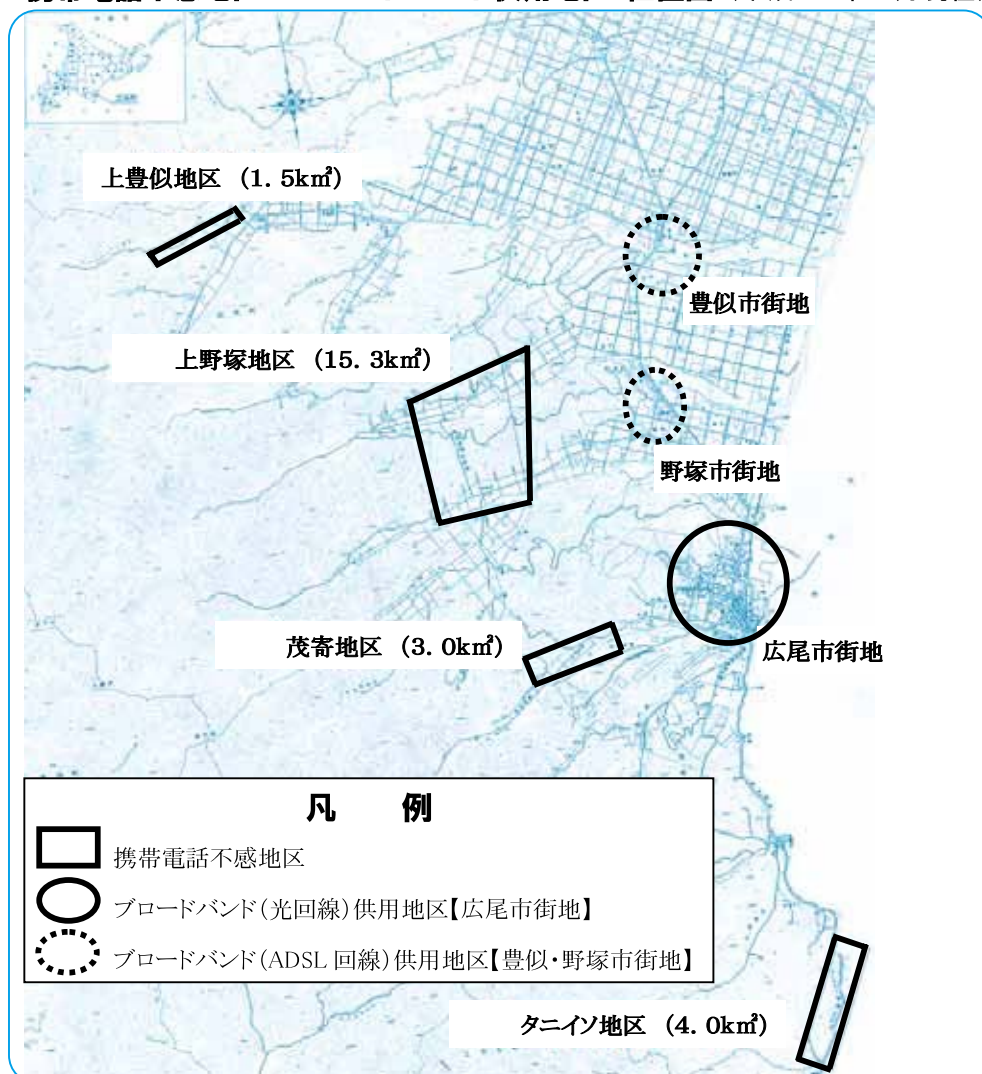
■ 現状と課題

近年、情報通信技術は飛躍的な進歩を見せており、テレビ放送やインターネットをはじめ、あらゆる形態による高度な情報通信技術が私たちの生活に急速に浸透しています。

このような背景のなか、本町では、地上デジタル放送の中継局が平成20年度から21年度にかけて開局し、地上テレビ放送の充実が図られたほか、市街地を中心としたインターネットのブロードバンド※1環境も整ってきており、徐々に情報通信環境が向上してきています。

しかしながら、本町と都市部を比較すると、これら情報通信環境には大幅な格差があり、なかでも農村地域、漁村地域には携帯電話を利用できない地域やブロードバンド環境が整っていない地域が残されています。こうした地域間の格差が地域活性化の妨げにもなっており、格差の解消が課題となっています。

携帯電話不感地区・ブロードバンド供用地区 位置図（平成22年1月現在）



【用語解説】

※1 **ブロードバンド** 光ファイバーなど、高速な通信回線によって実現されるコンピュータネットワークと、そのうえで提供される大容量のデータを活用したサービス。

◇ めざす姿

情報化社会において、誰もがどこに住んでいても同じような情報通信サービスを受けることが可能な、便利でかつ災害時にも安心な環境を整えます。

■ 具体的な施策

1. ブロードバンド環境の格差の解消

ブロードバンド未整備の地域について、通信事業者に整備を要望するとともに、衛星や無線を活用した広範囲のブロードバンド技術の導入を検討するなど、格差の解消に努めます。

2. 各種情報通信サービスなどの誘致

高度情報通信サービスや携帯電話、テレビ・ラジオについて、通信事業者や放送事業者に要望するなど、都市部と変わらないレベルの受信環境の整備に努めます。

地デジ放送中継局



■ 成果目標

成 果 目 標	実施目標年度
ブロードバンド環境の整備(町内全域)	H27

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	3	自然と共生した生活基盤をつくる
施策	①	国土保全

■ 現状と課題

国土は、森林や農地、宅地、河川、海岸にいたるまで、人々が上手に利用するという営みを通じ、資源や食料の供給、良好な市街地の形成など、様々な恩恵をもたらします。

しかしながら、近年は、人口減少や高齢化の進展など社会経済状況の変化により、国土の利用の質の低下や管理水準の低下が顕在化しています。

洪水の緩和など水源かん養や砂防、防風、防霧など様々な効果や働きを持つ森林は、面積が減少傾向にあり、農地や自然環境などへの影響が懸念されています。

一方、河川については、道管理の2級河川が5河川（紋別川、豊似川、楽古川、広尾川、西広尾川）、町管理の河川が大小70数本あり、町内を縫うように流れ太平洋に注いでいます。河川整備については、全体的に未改修の部分が多く、大雨災害などに対応できず農地や農村集落、コンブ干場などに被害を与える恐れがあります。

また、海岸については、北は紋別川から南はビタタヌンケ川までの30数kmの海岸線を有しています。特に、海岸保全指定区域の整備については、全体的に未整備の部分が多く、台風時の高波による侵食で農地や森林などに被害を与える恐れがあります。

これらのことから、自然との調和や景観にも配慮しながら、災害の未然防止を図りつつ、人々に恩恵をもたらす国土の保全に取り組むことが必要です。

◇ めざす姿

住民生活などに悪影響を及ぼさないよう、森林が持つ多面的機能の維持向上や、農地・河川・海岸の適正な維持・整備を推進し、国土の保全を図ります。

■ 具体的な施策

1. 森林所有者の意識向上

森林の再整備に向けた森林所有者の意識向上を図る啓発を行うとともに、補助制度を周知し、制度活用に向けた理解を深めます。

2. 安全な河川環境の維持・整備

町管理の河川については、住民生活などに悪影響を及ぼさない河川環境の維持管理（日常点検、河道整備、清掃など）を行います。北海道管理の河川については、北海道に対し適切な保全整備を要請します。

3. 自然と共生できる治水事業の推進

治水事業による支障木伐採を最小限に止め、水生動植物^{※1}や河岸植生^{※2}の生態系に配慮するよう要請します。

4. 海岸の保全

海岸保全指定区域については、町民の整備に対する理解を得られよう努力し、管理者の北海道に対し適切な保全整備を要請します。

【用語解説】

※1 **水生動植物** 水生動物とは、水中で生活する動物の総称。動物プランクトン、魚類、底生動物、付着動物がこれにあたる。水生植物とは、いったん陸上生活に適応しながら再び水中生活にもどっていった、種子でふえる種子植物と孢子でふえるシダ植物のこと。

※2 **河岸植生** かわぎしに生育している植物の集団。

西広尾川砂防ダム



基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	3	自然と共生した生活基盤をつくる
施策	②	計画的で有効な土地利用の推進

■ 現状と課題

私たちの生活や生産活動の基盤であり、かつ限られた貴重な資源である土地は、「所有から利用」への理念のもとで地域の自然的・社会的・経済的諸条件を生かした有効な利用が求められています。

ただ、近年は人口減少・高齢化などによる耕作放棄地の増加や中心市街地の空洞化に加え、地球温暖化の進行などによる生活・自然環境の悪化など、経済社会情勢の変化に伴う土地利用における様々な課題が浮き彫りになっています。

広尾町の土地利用については、「広尾町都市計画マスタープラン※1」に基づき、無秩序な開発を抑制し、良好な土地利用環境の確保・創出を図ってきましたが、市街地に点在する空き地となっている未利用地（町有地及び民有地）の有効活用など、様々な課題を抱えています。

【用語解説】

※1 広尾町都市計画マスタープラン まちの現状や問題点、課題を明らかにし、まちのあり方を検討するため、町の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。計画期間は平成15年度から平成34年度まで。

◇ めざす姿

豊かな自然資源を大切にしながら、安心して暮らせる環境づくりと便利で快適な都市機能の強化を図り、かつ、まちの経済を支える各産業を活性化させるため、計画的で有効な土地利用を進めます。

■ 具体的な施策

1. 未利用町有地の活用

現在未利用となっている土地については、公共施設の整備計画などの推移を見ながら、広く住民の意見やアイディアを取り入れたうえで、有効活用の方策を探ります。

2. 未利用民有地の有効活用

現在未利用となっている民有地については、駐車場など公共的利用のニーズや必要性を調査し、有効活用の方策を探ります。

3. 土地利用計画・都市計画の見直し

土地利用の動向を踏まえた適正な土地利用を図るため、現行計画を必要に応じて見直しを行います。

広尾都市計画図と都市計画マスタープラン冊子



基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	3	自然と共生した生活基盤をつくる
施策	③	利用しやすい公園・緑地の整備

■ 現状と課題

本町にある公園・緑地は、スポーツやイベント、憩いの場として幅広く利用されています。今後も地域コミュニティの場として引き続き安心して利用していただくためには、住民参加を図りながら適正な維持管理に努めることが重要となります。

都市公園については、丸山公園、本通公園(十勝神社)、錦町公園、つつじが丘公園、桜が丘公園、緑町公園の6か所あり、その中で都市公園機能を有する総合公園である丸山公園は、より一層の利用しやすい環境づくりが課題となっています。

また、サンタランドのシンボルゾーンとして整備されている大丸山森林公園については、まちを代表する公園として内外から充実が期待されており、来訪者に美しい自然環境を満喫してもらうため、また、サンタランドを感じてもらうため、観光面での環境整備とPR活動をさらに推進する必要があります。平成15年度以降、大丸山森林公園整備計画に基づき花壇やサンタランドにちなんだ環境整備を行い、来訪者も年々増加していますが、施設の中には老朽化しているものもあり、これらの対策を行なう必要があります。

さらに、海浜公園として整備を行った「シーサイドパーク広尾」については、遊園地閉鎖後の跡地活用が課題となっています。

公園の現況

区 分	面積(ha)	種 別
丸山公園	47.80	総合公園
本通公園(十勝神社)	1.70	近隣公園
錦町公園	0.13	児童公園
つつじが丘公園	0.13	児童公園
桜が丘公園	0.27	児童公園
緑町公園	0.08	児童公園
大丸山森林公園	48.00	森林公園
合 計	98.11	

◇ めざす姿

恵まれた自然環境を生かし、町民が利用しやすい公園をめざすとともに、来訪者に美しい自然の魅力を満喫してもらえる公園・緑地環境をつくれます。

■ 具体的な施策

1. 公園・緑地の維持管理の推進

公園・緑地の整備箇所の見直しを含め、適正な維持管理を推進し、地域コミュニティの場として子供たちが安心して遊ぶことができるような使用環境の向上を図ります。

2. 都市公園の整備

遊具施設や遊歩道などの維持補修を進めるとともに、都市公園機能としての点検の実施と長寿命化計画の策定による管理の充実を図ります。

3. 大丸山森林公園の充実

クリスマスローズや宿根草などによる花壇の充実やフラワーガイドの育成を図り、美しい自然を満喫できる基盤整備を図るとともに、老若男女が集える場所として環境整備を図ります。

また、サンタランドのシンボルゾーンとしてサンタランドにちなんだ観光施設としての機能充実を図り、一年を通じてのクリスマスや広尾町観光のPR活動を展開し、観光客の憩いの場としての魅力の向上を図ります。

4. シーサイドパークの整備

遊園地の跡地を活用し、町民や観光客などが集う「海辺の憩いの場」としての環境整備を図ります。

生活環境の満足度（公園緑地・遊び場）

＜資料「まちづくり住民意識調査」（平成21年2月）＞

選択肢	回答数	構成比
1. 満足している	64	8.2%
2. まあ満足している	144	18.5%
3. どちらともいえない	310	39.9%
4. やや不満である	122	15.7%
5. 不満である	71	9.1%
無回答	66	8.5%
計	777	100.0%

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	3	自然と共生した生活基盤をつくる
施策	④	魅力的で特色のある景観づくり

■ 現状と課題

景観の保全や改善については、平成16年に制定された景観法により、強制力を伴う法的規制の枠組みが整備されました。より効果的で実効性のある景観づくりを行うためには、地域特性に応じた主体的な取組を行う必要があります。

本町においては、市街地の街灯、街路樹や並木、案内看板の整備などを行ってきましたが、全町的に調和のとれた景観とはなっておらず、サンタランドなど地域の特色を生かした町並みの整備が求められています。

また、中心市街地の空き店舗や空き地、廃屋や管理が行き届かない土地などが点在し、まちの印象を大きく低下させています。

さらに、魅力的な景勝資源や建造物・樹木などが数多くあり、これらをどのように生かしていくかが良好な景観づくりの課題となっています。

今後は、住民と行政が協働し、広尾町の特色を生かした景観の向上に向けた取組を推進することが重要となります。

生活環境の満足度（まちなみ・景観）

〈資料「まちづくり住民意識調査」（平成21年2月）〉

選択肢	回答数	構成比
1. 満足している	63	8.1%
2. まあ満足している	141	18.1%
3. どちらともいえない	323	41.6%
4. やや不満である	129	16.6%
5. 不満である	65	8.4%
無回答	56	7.2%
計	777	100.0%

◇ めざす姿

住民との協働により、美しい自然景観と、まちの特色である「サンタランド」や「港町」のイメージを生かした景観づくりを積極的に推進し、花や緑との調和を図りながら、美しい町並みをつくります。

■ 具体的な施策

1. 景観づくりの推進

良好な景観の形成に関する方針を定め、地域の個性を重視した景観づくりを推進します。

2. 地域の特徴を生かした案内看板などの設置

来町者にまちの特色をアピールするため、「サンタランド」や「港町」のイメージに統一した案内看板などを設置します。

3. 空き地・空き家対策

空き地や空き家の所有者に対し、適正管理を呼びかけます。

4. 花と緑を生かした景観づくり活動の充実

道路沿いの植樹ますや花だんなどの環境美化活動への支援を行い、あらゆる団体が連帯性を持った活動の充実を図ります。

5. 町道の街路樹の管理充実による景観形成

町道沿いの街路樹の管理を充実させ、道路景観の向上を図ります。

6. 魅力的な景観の周知と保全

町内の「良好な景観資源」や「主要な展望地」について、広く周知を行い、認知度を高めるとともに、その保全を図ります。

ルート336花だんづくり



■ 成果目標

成果目標	実施目標年度
景観形成に関する方針の作成	H27

基本目標	4	住みやすさが感じられるまちづくり
政策	3	自然と共生した生活基盤をつくる
施策	⑤	自然環境の保全と活用

■ 現状と課題

本町は、豊かな漁業資源を有する太平洋、幾度も清流日本一に輝いた広尾川をはじめとする河川、国定公園に指定されている日高山脈連峰の山並みなど、大変豊かな自然に囲まれています。

ただ、近年は地球温暖化や生態系の変化、森林伐採、生活様式の変化など、生活環境の向上と引き換えに自然環境が破壊される事態の発生が危惧されています。

本町には、国内最大の群生規模を持つオオバナノエンレイソウをはじめ、守るべき植物や希少動物などが数々存在しています。これら地域固有の大切な資源を次世代に引き継ぐためには、自然を大切にするためのマナー向上や、地域の自然や野生動物に関する正しい知識について理解を深めるなど、ここに住む人々や訪れる人々が保全活動に意識を持ち、取り組むことが大変重要となります。

また、自然の持つ多面的な機能や魅力に着目した取組など、地域資源としての活用についても期待されています。

オオバナノエンレイソウ



◇ めざす姿

次代を担う子供たちに「地域の宝物」である自然を引き継ぐため、多くの住民が関わりを持ちながら磨きをかけ、自然に囲まれた美しいまちを守り育てます。

■ 具体的な施策

1. 自然環境の保全に向けた取組

豊かな自然環境を良好な状態で保全するため、家庭や地域、行政が連携し、住民や来訪者のマナー向上に向けた啓発運動の実施など、自然環境保全への取組を積極的に行います。

2. 自然環境保護活動の促進

自然環境の価値を損なわない適正な保全と利用を図るため、住民や事業所による保護活動を促進します。

3. 地域の自然に対する理解を深める取組

オオバナノエンレイソウなど地域の自然が生み出すまちの魅力や正しい知識について理解を深めるため、子供を対象とした野外教室など、住民が自然に親しみながら学ぶ機会をつくります。

また、教員や野外活動のリーダーなど指導者の人材育成を図ります。

4. 地域資源としての活用

自然を使ったライフスタイルや遊びを提唱し、移住希望者や観光客などに地域の魅力の一つとしてアピールする取組を行います。

また、自然体験のガイド役となる人材の育成や自然を楽しむためのルールづくりを行います。

小学生楽古川環境学習

